

一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「当法人」という。）の情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する公開対象資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する公開対象資料を閲覧した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(管 理)

第4条 当法人の情報公開に関する事務は、当法人の事務局が管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 当法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿

- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（社員総会及び理事会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 公開対象資料は、一般に閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 第1項2号及び3号について、当法人の会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所及び連絡先等保護されるべき個人情報に係る記載又は記録の部分を除き、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、当法人が定める場所に常時備え置くものとする。

（閲覧場所及び閲覧時期）

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、当法人の事務局とする。

- 2 閲覧の日は、当法人の休業日以外の日とし、閲覧時間は、当法人の業務時間内とする。

（閲覧の申請手続）

第7条 当法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。

(費用負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。この規程の改廃は、理事会が議決により行う。

以上

令和 5年 6月 1日 施行

第1号様式

閲覧申請書

第2号様式

閲覧受付簿